



# 山形県公報

令和8年6月16日(火)  
第712号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……620
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……621
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……622
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……623
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……625
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………626

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……………同

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………627

### 公 告

- 令和9年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校の訓練生の募集……………(雇用・産業人材育成課) ……同
- 令和8年度山形県の特定役務(コンサルタント)の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……………(建設企画課) ……631
- 一般競争入札の公告……………(教育局) ……同
- 公募型プロポーザル方式による技術提案書の募集……………(病院事業局) ……633

**告 示**

**山形県告示第489号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------|---------------------|------------|
| こ ま が た 医 院         | 米沢市成島町三丁目2番127-12号  | 令和 6. 1. 1 |
| 調剤薬局ツルハドラッグ鶴岡南店     | 鶴岡市文園町5番6号          | 令和 8. 2. 1 |
| 渡 部 眼 科 ク リ ニ ッ ク   | 米沢市成島町三丁目3331番地1    | 同 3. 1     |
| 上 田 診 療 所           | 酒田市上野曾根字上中割73番地     | 同 4. 1     |
| し ん ま ち 小 室 医 院     | 村山市楯岡新町三丁目2番2号      | 同          |
| なぎの消化器・内視鏡内科クリニック   | 天童市芳賀タウン南一丁目3番17号   | 同          |
| 土 門 医 院             | 飽海郡遊佐町庄泉字開元65       | 同          |
| ひろこどもクリニック          | 酒田市東大町三丁目37番2       | 同 5. 1     |
| 東根さとう消化器内科・内視鏡クリニック | 東根市神町中央一丁目9番3号      | 同          |
| ホ ー プ 薬 局 東 大 町 店   | 酒田市東大町三丁目37番16      | 同          |
| 神 町 中 央 調 剤 薬 局     | 東根市神町中央一丁目9番1号      | 同          |

**山形県告示第490号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日  |
|---------------------|---------------------|------------|
| み ど り 調 剤 薬 局       | 上山市湯町1番20号          | 令和 7.12. 1 |
| 岡 田 こ ど も ク リ ニ ッ ク | 米沢市門東町一丁目4番18号      | 同 12.21    |

|                  |                     |         |
|------------------|---------------------|---------|
| 金子 医院            | 東置賜郡高畠町大字高畠1135番地2  | 同 12.31 |
| 有限会社まつや薬局        | 東田川郡庄内町余目字町13番地     | 同       |
| やまなみ薬局門東町店       | 米沢市門東町一丁目4番17号      | 令和8.1.4 |
| 池田 歯科 医院         | 酒田市新井田町1番8号         | 同 1.31  |
| 調剤薬局ツルハドラッグ鶴岡南店  | 鶴岡市文園町5番10号         | 同       |
| ケンコー薬局河北店        | 西村山郡河北町谷地字所岡三丁目2番8号 | 同       |
| みなみまちクリニック       | 鶴岡市本町二丁目16番地の4      | 同 2.9   |
| 前田整形外科クリニック      | 米沢市金池六丁目8番53        | 同 2.28  |
| ひがしまち調剤薬局        | 長井市東町1番1号           | 同 3.1   |
| すまいるレディースクリニック   | 寒河江市大字寒河江字月越5番地の2   | 同 3.18  |
| 上田 診療 所          | 酒田市上野曽根字上中割73番地     | 同 3.31  |
| 山口皮膚科診療所         | 新庄市堀端町7番78号         | 同       |
| 原 田 医 院          | 上山市石崎二丁目1番8号        | 同       |
| 齋藤内科クリニック        | 南陽市宮内4652番地1        | 同       |
| 土 門 医 院          | 飽海郡遊佐町庄泉字開元65       | 同       |
| 有限会社ナカタ薬局        | 米沢市中央五丁目3番16号       | 同       |
| ライ ン 薬 局         | 新庄市堀端町6番24号         | 同       |
| 訪問看護ステーション「かがやき」 | 酒田市中町三丁目3番18号       | 同       |
| テラオカ薬局           | 酒田市飛鳥字契約場45番地の5     | 同 4.1   |
| 青木皮膚科医院          | 酒田市ゆたか二丁目1番地の11     | 同 5.1   |

#### 山形県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 再 開 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 中 鉢 医 院           | 鶴岡市双葉町6番13号         | 令和 8. 3. 1 |

**山形県告示第492号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称 | 施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類           | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|------------------------------------|---------------------|------------|
| 有限会社ひまわり調剤薬局      | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導       | 長井市あら町6番49号         | 令和 7.11. 1 |
| 介護付有料老人ホームやすらぎ苑   | 特定施設入居者生活介護<br>介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 米沢市成島町三丁目2番127-12号  | 令和 8. 4. 1 |

**山形県告示第493号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
株式会社蔵王サプライズ 庄内営業所  
酒田市こがね町一丁目10番地1
- (2) 変更の内容

| 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 |                 | 変 更 年 月 日  |
|---------------------|-----------------|------------|
| 変 更 前               | 変 更 後           |            |
| 酒田市下安町15番地の6        | 酒田市こがね町一丁目10番地1 | 令和 8. 1.19 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
株式会社アンミン  
米沢市駅前二丁目3番8号
- (2) 変更の内容

| 指定介護機関の所在地     |              | 変更年月日       |
|----------------|--------------|-------------|
| 変 更 前          | 変 更 後        |             |
| 米沢市万世町片子5152番地 | 米沢市駅前二丁目3番8号 | 令和 8. 4. 11 |

3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

なごみ居宅  
寒河江市大字日和田6番地の14

(2) 変更の内容

| 指定介護機関の名称      |       | 変更年月日      |
|----------------|-------|------------|
| 変 更 前          | 変 更 後 |            |
| なごみ指定居宅介護支援事業所 | なごみ居宅 | 令和 8. 6. 1 |

山形県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地         | 廃止年月日        |
|-------------------|--------------------------|--------------------|--------------|
| 萬年歯科医院            | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市相生町一丁目5番地14     | 令和 7. 11. 15 |
| デイサービス「のどか」       | 通 所 介 護                  | 飽海郡遊佐町庄泉字大谷地467番地  | 同 11. 30     |
| 株式会社ケアセンターベにばな    | 訪 問 介 護                  | 寒河江市大字島字島東228番地1   | 同 12. 31     |
| 山水園小規模多機能型居宅介護事業所 | 小規模多機能型居宅介護              | 東田川郡庄内町狩川字笠山433番地3 | 令和 8. 3. 27  |
| 回春堂デイサービスセンター     | 通 所 介 護                  | 米沢市駅前二丁目5番7号       | 同 3. 31      |
| グループホームかたくり荘      | 認知症対応型通所介護               | 鶴岡市熊出字東村157番地2     | 同            |
| 酒田市地域包括支援センターほくぶ  | 介 護 予 防 支 援              | 酒田市本楯字地正免22番地の3    | 同            |

|                             |                                                                                                                              |                     |        |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------|
| 老人保健施設うらら                   | 介護老人保健施設<br>短期入所療養介護<br>訪問リハビリテー<br>ション<br>通所リハビリテー<br>ション<br>介護予防短期入所<br>療養介護<br>介護予防訪問リハ<br>ビリテーション<br>介護予防通所リハ<br>ビリテーション | 酒田市本楯字前田127番地の2     | 同      |
| 在宅介護支援センターうらら               | 居 宅 介 護 支 援                                                                                                                  | 酒田市本楯字前田127番地の2     | 同      |
| うららホームヘルプサービス               | 訪 問 介 護                                                                                                                      | 酒田市本楯字前田127番地の2     | 同      |
| 認知症対応型グループホーム<br>「ほなみ」      | 認知症対応型共同<br>生活介護<br>介護予防認知症対<br>応型共同生活介護                                                                                     | 酒田市本楯字前田127番地の2     | 同      |
| グループホームあらた                  | 認知症対応型共同<br>生活介護                                                                                                             | 酒田市東町一丁目15番地の25     | 同      |
| グループホームひより                  | 認知症対応型共同<br>生活介護<br>認知症対応型通所<br>介護<br>介護予防認知症対<br>応型通所介護                                                                     | 酒田市京田二丁目69番7        | 同      |
| 酒田市デイサービスセンター<br>松山         | 通 所 介 護                                                                                                                      | 酒田市宇西田6番地           | 同      |
| 在宅介護支援センターあじさ<br>い          | 居 宅 介 護 支 援                                                                                                                  | 新庄市大字本合海字福田界1802-25 | 同      |
| デイサービスセンターあじさ<br>い          | 通 所 介 護                                                                                                                      | 新庄市大字本合海字福田界1802-25 | 同      |
| ホームヘルパーステーション<br>メルヘン       | 訪 問 介 護                                                                                                                      | 東村山郡山辺町大字大寺1152番1   | 同      |
| 指定訪問介護事業所ホームヘ<br>ルプサービスすいめい | 訪 問 介 護                                                                                                                      | 最上郡大蔵村大字清水3137番地60  | 同      |
| 株式会社デイサービスセン<br>ターひまわり      | 通 所 介 護                                                                                                                      | 東置賜郡高畠町大字上平柳2167    | 同      |
| グループホーム「ママ家」                | 認知症対応型通所<br>介護<br>介護予防認知症対<br>応型通所介護                                                                                         | 鶴岡市常盤木字関口103番地3     | 同 4. 1 |
| コミュニティママ家                   | 認知症対応型通所<br>介護<br>介護予防認知症対<br>応型通所介護                                                                                         | 鶴岡市中田字追分162番地2      | 同      |

|            |                              |                |   |      |
|------------|------------------------------|----------------|---|------|
| 亀城薬局       | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 酒田市亀ヶ崎二丁目4番35号 | 同 | 4.28 |
| エール薬局鶴岡城北店 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養<br>管理指導 | 鶴岡市城北町26番11号   | 同 | 4.30 |

**山形県告示第495号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称 | 施 術 所 の 所 在 地 | 指定年月日      |
|-----------|-------------|---------------|------------|
| 下 山 聡 一 郎 | おおまち接骨院     | 米沢市大町四丁目5番9号  | 令和 8. 6. 1 |

**山形県告示第496号**

次の開発行為は、完了した。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
令和8年5月11日 指令最総建第3号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市十日町字中山野村西5702番地の3、5701番地の3の一部、5701番地の3先（道）の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
新庄市十日町字中山野村西5702番地の1 さいほく鉄工株式会社 代表取締役 井上 栄司

**山形県告示第497号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人                  |                | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|-------------------------|----------------|------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名               | 所 在 地          |            |             |
| 株式会社近岡商店<br>代表取締役 近岡 秀一 | 最上郡真室川町大字新町823 | 同 左        | 令和 8. 6. 15 |

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月16日

山形県教育委員会  
教育長 須 貝 英 彦

#### 山形県教育委員会規則第11号

##### 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表その他の項第5号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月16日

山形県人事委員会  
委員長 安 孫 子 俊 彦

##### 山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

別表その他の項第5号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第8号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月16日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

##### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3その他の項第5号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

##### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第9号

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月16日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

##### 山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生委員会規程（昭和53年3月県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項を次のように改める。

委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 企業局の事業の実施を統括管理すべき者として企業管理者が指名した者
- (2) 衛生管理者のうちから企業管理者が指名した者
- (3) 職員で、衛生に関して経験を有するものうちから企業管理者が指名した者
- (4) 産業医のうちから企業管理者が指名した者

第2条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第1号の委員以外の委員の半数については、自治労山形県企業局労働組合の推薦に基づき、指名するものとする。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**病院事業局関係**

**規 程**

**山形県病院事業管理規程第11号**

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月16日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

**山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。  
別表第3その他の項第8号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

令和9年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり募集する。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集定員

| 校 名           | 訓練課程    | 訓 練 科 目     |               | 訓練期間 | 募集定員 |
|---------------|---------|-------------|---------------|------|------|
| 山形県立産業技術短期大学校 | 専 門 課 程 | 機械システム系     | デジタルエンジニアリング科 | 2年   | 10名  |
|               |         |             | メカトロニクス科      | 2年   | 20名  |
|               |         | 知能電子システム科   |               | 2年   | 30名  |
|               |         | 情報システム科     |               | 2年   | 20名  |
|               |         | 建築環境システム科   |               | 2年   | 20名  |
|               |         | 土木エンジニアリング科 |               | 2年   | 20名  |

|                  |        |             |    |     |
|------------------|--------|-------------|----|-----|
|                  | 専門短期課程 | 産業技術専攻科     | 1年 | 10名 |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 生産エンジニアリング科 | 2年 | 20名 |
|                  |        | 情報通信システム科   | 2年 | 20名 |
|                  |        | I T会計ビジネス科  | 2年 | 20名 |

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める令和9年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び令和9年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項による。

2 試験の期日及び場所

| 校 名              | 訓練課程                 | 区 分                            | 期 日           | 場 所                               |
|------------------|----------------------|--------------------------------|---------------|-----------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専門課程                 | 学校推薦入学試験                       | 令和8年10月4日（日）  | 山形県立産業技術短期大学校<br>山形市松栄二丁目2番1号     |
|                  |                      | 一般入学試験（前期）、自己推薦入学試験及び事業主推薦入学試験 | 令和8年12月6日（日）  |                                   |
|                  |                      | 一般入学試験（後期）                     | 令和9年3月7日（日）   |                                   |
|                  | 専門課程（土木エンジニアリング科に限る） | 特別推薦入学試験                       | 令和8年9月6日（日）   |                                   |
|                  | 専門短期課程               | 第1期選考試験                        | 令和8年11月6日（金）  |                                   |
|                  |                      | 第2期選考試験                        | 令和9年2月2日（火）   |                                   |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程（情報通信システム科を除く）   | 推薦入学試験及び社会人特別入学試験（第1期）         | 令和8年11月7日（土）  | 山形県立産業技術短期大学校庄内校<br>酒田市京田三丁目57番4号 |
|                  |                      | 一般入学試験（前期）及び社会人特別入学試験（第2期）     | 令和8年11月28日（土） |                                   |
|                  |                      | 一般入学試験（中期）及び社会人特別入学試験（第3期）     | 令和9年1月30日（土）  |                                   |
|                  |                      | 一般入学試験（後期）及び社会人特別入学試験（第4期）     | 令和9年3月23日（火）  |                                   |
|                  | 専門課程（情報通信システム科に限る）   | 推薦入学試験                         | 令和8年11月7日（土）  |                                   |
|                  |                      | 一般入学試験（前期）                     | 令和8年11月28日（土） |                                   |
|                  |                      | 一般入学試験（中期）                     | 令和9年1月30日（土）  |                                   |

一般入学試験(後期) 令和9年3月23日(火)

3 試験科目

| 校名               | 訓練課程   | 区分                 | 試験科目                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|--------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専門課程   | 特別推薦入学試験           | 小論文及び面接                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                  |        | 学校推薦入学試験及び自己推薦入学試験 | 筆記試験（数学Ⅰ及び数学Ⅱ）及び面接                                                                                                                                                                                                                                                |
|                  |        | 事業主推薦入学試験          | 面接                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                  |        | 一般入学試験             | 筆記試験<br>(1) 数学Ⅰ及び数学Ⅱ<br>(2) コミュニケーション英語Ⅰ及びコミュニケーション英語Ⅱ                                                                                                                                                                                                            |
|                  | 専門短期課程 | 第1期選考試験及び第2期選考試験   | 書類審査及び面接                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専門課程   | 推薦入学試験             | 1 一般推薦<br>生産エンジニアリング科<br>筆記試験（数学Ⅰ）及び面接<br>ただし、3級以上の技能検定に合格した者は、筆記試験を免除する。<br>情報通信システム科（情報技術者基礎コース）<br>筆記試験（数学Ⅰ）及び面接<br>情報通信システム科（情報技術者実践コース）<br>面接<br>IT会計ビジネス科<br>筆記試験（作文）及び面接<br>2 指定校推薦<br>生産エンジニアリング科<br>面接<br>情報通信システム科（情報技術者実践コース）<br>面接<br>IT会計ビジネス科<br>面接 |
|                  |        | 一般入学試験             | 生産エンジニアリング科<br>筆記試験（数学Ⅰ）及び面接<br>情報通信システム科（情報技術者基礎コース及び情報技術者実践コース）<br>筆記試験（数学Ⅰ）及び面接<br>IT会計ビジネス科<br>筆記試験（小論文）及び面接                                                                                                                                                  |

|  |           |                                                 |
|--|-----------|-------------------------------------------------|
|  | 社会人特別入学試験 | 生産エンジニアリング科<br>筆記試験（数学Ⅰ）及び面接<br>IT会計ビジネス科<br>面接 |
|--|-----------|-------------------------------------------------|

4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に志望する短期大学校に提出すること。

| 校 名              | 訓練課程    | 区 分                            | 受 付 期 間                       |
|------------------|---------|--------------------------------|-------------------------------|
| 山形県立産業技術短期大学校    | 専 門 課 程 | 特別推薦入学試験                       | 令和8年8月17日（月）から同月28日（金）まで      |
|                  |         | 学校推薦入学試験                       | 令和8年9月10日（木）から同月25日（金）まで      |
|                  |         | 一般入学試験（前期）、自己推薦入学試験及び事業主推薦入学試験 | 令和8年11月13日（金）から同月27日（金）まで     |
|                  |         | 一般入学試験（後期）                     | 令和9年2月15日（月）から同年3月1日（月）まで     |
|                  | 専門短期課程  | 第1期選考試験                        | 令和8年10月9日（金）から同月23日（金）まで      |
|                  |         | 第2期選考試験                        | 令和9年1月8日（金）から同月22日（金）まで       |
| 山形県立産業技術短期大学校庄内校 | 専 門 課 程 | 推薦入学試験及び社会人特別入学試験（第1期）         | 令和8年10月5日（月）から同年11月2日（月）まで    |
|                  |         | 一般入学試験（前期）及び社会人特別入学試験（第2期）     | 令和8年11月9日（月）から同月24日（火）まで      |
|                  |         | 一般入学試験（中期）及び社会人特別入学試験（第3期）     | 令和8年11月30日（月）から令和9年1月25日（月）まで |
|                  |         | 一般入学試験（後期）及び社会人特別入学試験（第4期）     | 令和9年2月1日（月）から同年3月17日（水）まで     |

5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和9年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び令和9年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 専門短期課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和9年度山形県立産業技術短期大学校産業技術専攻科生募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課産業人材育成担当（電話番号023(630)2378）、山形県立産業技術短期大学校（電話番号023(666)8792）又は山形県立産業技術短期大学校庄内校（電話番号0234(31)2300）に問い合わせること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される令和8年度における山形県の特定役務（コンサルタントに限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が令和9年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に建築関係建設コンサルタントの資格を有する者として登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調達する特定役務の種類

建築関係建設コンサルタント

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第3項に規定する競争入札参加資格審査申請書（測量、建設コンサルタント等）（以下「申請書」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に建設工事等入札参加資格審査基準別表第1に掲げる知事が必要と認める書類を添付して、契約担当者に提出すること。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)に定める書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

- (1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めたときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から令和9年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第3項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県教育データ利活用事業業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁教育局分室1（14階）

(2) 日時 令和8年7月27日（月） 午前10時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県教育データ利活用事業業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和11年3月30日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け山形県公報第675号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001(ISO/IEC27001)の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

(6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、C B Tに係る構築又は運用を受託した実績があることを証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局義務教育課

電話番号023(630)3416

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県教育局義務教育課で交付するほか、希望者には郵送により交付する。郵送による交付を希望する者は、上記担当に電話にて連絡のうえ、所要の切手を貼付した返信用封筒を送付すること。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限

る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年7月10日（金）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月2日（木）午後5時までに山形県教育局義務教育課に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: CBT system for the utilization of educational data from public schools in Yamagata Prefecture: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 27, 2026

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3416

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備基本及び実施設計業務委託の調達について、公募型プロポーザル方式により技術提案書を次のとおり募集する。

なお、この公募型プロポーザル方式に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年6月16日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

1 調達をする業務の概要

(1) 業務委託名 公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備基本及び実施設計業務委託

(2) 業務内容 山形県寒河江市大字西根字下堰地内に計画している公立さがえ西村山医療センター（仮称）の基本設計及び実施設計業務（附属棟（駐輪場等）、外構の設計業務を含む。）

(3) 履行期間 契約締結日から令和11年1月31日まで

2 参加者の資格

技術提案書の提出者（以下「参加者」という。）は、(1)に掲げる要件を満たす単体企業又は(2)に掲げる要件を満たす設計共同体であつて、(3)に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

ロ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ハ 建築士法第26条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）において建築関係建設コンサルタントの建築一般の業務に登録されていること。

ホ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ヘ 次のいずれにも該当しないこと（施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

(イ) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建築設計業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。

(ロ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

(ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

(ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

ト 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、ニの要件に関する審査を受けた者であること。

チ 公立さがえ西村山医療センター（仮称）新築整備基本及び実施設計業務委託公募型プロポーザル方式設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の組織及び当該組織に所属する者でないこと。

リ 平成23年4月1日からこの公告の前日までの間に延床面積10,000㎡以上又は病床数100床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）の新築又は改築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第13号に規定する新築又は改築をいう。以下同じ。）に係る工の基本設計及び実施設計の業務（設計共同体の構成員として行った業務については、代表構成員として行ったものに限る。）に係る契約について履行を完了した実績を有する者であること。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 2者又は3者で構成する設計共同体であること。

ロ 設計共同体の全ての構成員が、(1)のイからチまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

ハ 設計共同体の代表構成員が、(1)のりに掲げる要件を満たす者であること。

ニ 設計共同体の構成員が他の設計共同体の構成員として本件公募型プロポーザルに参加していないこと。

ホ 設計共同体の構成員の(1)のロの登録に係る一級建築士事務所が他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

ヘ 設計共同体の構成員が官公需適格組合でないこと。

(3) 本業務の履行に当たり次に掲げる要件を全て満たすことのできる者であること。

イ 管理技術者、建築総合主任担当技術者及び建築構造主任担当技術者として一級建築士を配置できること。

ロ 電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者として一級建築士又は建築設備士を配置できること。

ハ 管理技術者、建築総合主任担当技術者又はこれに準ずる立場として、平成23年4月1日からこの公告の前日までの間に延床面積10,000㎡以上又は病床数100床以上の病院の新築又は改築に係る工の基本設計及び実施設計の業務（設計共同体の構成員として行った業務については、代表構成員として行ったものに限る。）に従事した実績を有する者を管理技術者として配置できること。

ニ 平成23年4月1日から公告の前日までの間に契約の履行が完了した病院の新築又は改築に係る工の基本設計及び実施設計の業務に従事した実績を有する者を各主任担当技術者として配置できること。

ホ 参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係（公告の日時点で、3月以上継続しているものに限る。）にある者を管理技術者及び建築総合主任担当技術者として配置できること。

ヘ 参加者の組織に属している者を建築構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者として配置できること。

ト 管理技術者及び各主任担当技術者を兼務させずに各1名ずつ配置できること。

3 第一次審査（参加表明書及び技術資料の書類審査による第二次審査参加者の選定）の基準

(1) 配置予定の管理技術者及び各主任担当技術者の技術力

各技術者の病院設計業務の実績

- (2) 業務の実施方針  
業務への取組体制、設計チームの特徴、設計業務の進め方、特に重視する設計上の配慮事項
- 4 第二次審査（技術提案書の特定）の基準
- (1) 発表状況・取組意欲  
説明の明確性、コミュニケーション能力、積極的に取り組む姿勢
- (2) 業務の理解度  
業務内容、事業背景、手続きの理解度
- (3) 特定テーマに対する技術提案  
技術提案内容の的確性、独創性及び実現性
- (4) 自由提案  
自由提案の内容の的確性、独創性及び実現性
- 5 契約に関する事務を担当する部局等並びに募集要領の交付期間及び交付場所等
- (1) 契約に関する事務を担当する部局  
山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課
- (2) 各種提出先、問合せ先  
山形市松波二丁目8番1号 山形県健康福祉部西村山新病院整備推進室 電話番号023(630)2320
- (3) 募集要領の交付期間及び交付場所等  
イ 交付期間 令和8年6月16日（火）から同年12月23日（水）まで  
ロ 交付場所等 山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からダウンロードすること。
- (4) 参加表明書及び技術資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限、提出場所及び提出方法  
この公示による公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等（競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、参加表明書等、競争入札参加資格審査申請書）を令和8年9月11日（金）午後4時までに(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、書留郵便（配達証明付きのものに限る。）によるものとし、同日午後4時までに到着したものに限り、受け付ける。
- (5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法  
令和8年12月23日（水）午後4時までに(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、書留郵便（配達証明付きのものに限る。）によるものとし、同日午後4時までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
- 7 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 その他
- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) 本業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本業務に係る契約の相手方と随意契約により締結する予定はない。
- (3) この公示の関連情報の入手を希望する者は、5の(2)に掲げる担当に照会すること。
- (4) 審査員の氏名、審査を行う日その他詳細については募集要領による。
- 9 Summary
- (1) Subject matter of the contract: Commissioned Services for Basic and Detailed Design for the New Construction of the Public Sagae-Nishimurayama Medical Center, a Public Hospital (Tentative Name)
- (2) Time-limit to express interests: 4:00 P.M. September 11, 2026
- (3) Time-limit for the submission of proposals: 4:00 P.M. December 23, 2026
- (4) Contact point for the proposal documentation: Health and Welfare Department, Nishimurayama New Hospital Development Promotion Office, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2320

令和8年6月16日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年6月16日発行 発行人 山形県